

地方自治法第250条の2適用申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	河川課	整理番号	3 - 307
許認可等の種類	失効した免許の効力復活処分			
根拠法令条例等・条項	公有水面埋立法第34条第1項			
許認可等の概要	埋立の免許の失効、失効した免許の効力復活			
審査基準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため) (参考) 公有水面埋立法第34条第1項 左に掲ぐる場合ニ於テハ埋立ノ免許ハ其ノ効力ヲ失フ但シ都道府県知事ハ宥恕スヘキ事由アリト認ムルトキハ効力ヲ失ヒタル日ヨリ起算シ三月内ニ限り其ノ効力ヲ復活セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ埋立ノ免許ハ始ヨリ其ノ効力ヲ失ハサリシモノト看做ス</p> <p>一 免許条件ニ依リ埋立ニ関スル工事ノ実施設計認可ノ申請ヲ要スル場合ニ於テ申請ニ対シ不認可ノ処分アリタルトキ又ハ免許条件ニ於テ指定スル期間内ニ申請ヲ為ササルトキ</p> <p>二 第十三条ノ期間内ニ埋立ニ関スル工事ノ著手又ハ工事ノ竣功ヲ為ササルトキ</p>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	60日 (関係市町村長の意見聴取後。ただし、国土交通大臣の認可にかかるものについては当該認可後)			
期間の制定根拠	6河第306号土木部長通知			